



® 平成 30 年 4 月 12 日 (木)

No. 14667 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆複製権侵害における依拠性の要件(下) … (1)

☆特許庁人事異動 … (8)

複製権侵害における依拠性の要件 (下)

高樹町法律事務所
島根大学大学院法務研究科特任教授
弁護士 桑野 雄一郎

5 判例の定義に対する疑問点(3)「依拠性」の認定方法

(1) 依拠性については、これを直接立証することが困難であることから、以下のような間接事実を積み上げて立証することになるとされている¹。

① 被告が被害著作物の内容を知っていた。

- ② 被告が被害著作物に接する機会があった。
- ③ 被害著作物がその分野で著名又は周知であった。
- ④ 被疑著作物が被害著作物を利用せずに作成されたとは考えられないほど共通・類似の内容・表現であった。
- ⑤ 被告が独自創作することが事実上困難であった。

化学・医薬・バイオ専門だから、ここまでできる

JAICI 知財情報センター
化学情報協会

0120-921-997 E-mail: ships@jaici.or.jp

SHIPS

特許調査 SHIPS



製剤、遺伝子、抗体、ポリマー、食品、飲料、化粧品等、何でもご相談ください

しかし、①の被害著作物の内容を知っていたということは、複製権侵害における故意の一内容に他ならず、また、②ないし④は、つまるところ①の事実を推認させる事実にはならない。したがって、⑤を除けば結局「依拠性」の立証構造は、間接事実に基づいて複製権侵害の故意を立証し、その結果立証される①の事実から推認するということになりかねない。本来は、客観的要件が認定された上で、当該客観的要件に対する認識・認容である故意を間接事実に基づいて立証するというのがあるべき立証構造であることを考えると、このような解釈も極めて不可解といわざるを得ない。

(2) また、冒頭で紹介したワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件判決は、「複製」の意義について述べた上で以下のように判示しているところである。

「原審の確定したところによれば、A楽曲又はその一部である甲曲は、わが国においては乙曲が被告Bによつて作曲された昭和38年当時に至るまで音楽の専門家又は愛好家の一部に知られていただけで、音楽の専門家又は愛好家であれば誰でもこれを知っていたほど著名ではなく、他方、被告Bは、内外のレコード、楽譜の膨大な量のコレクションがある放送局に勤務し、昭和二七年ころ一時レコード係を勤めたほか、昭和38年当時は演出部長として音楽番組を含むテレビ番組の企画製作についての責任を負い、かつ、その間流行歌の作詞作曲に従事していた者ではあるが、乙曲を作曲した当時A楽曲の存在を知っていたとしないような特段の事情はなく、更に、甲曲と乙曲とを対比すると、動機を構成する旋律において類似する部分があるが、右類似部分の旋律は、A楽曲や乙曲を含むB楽曲のようないわゆる流行歌においてよく用いられている音型に属し、偶然類似のものがあらわれる可能性が少なくない。乙曲には甲曲にみられない旋律が含まれている、というのであり、右事実によれば、被告Bにおいて乙曲の作曲前現に甲曲に接していたことは勿論、甲曲に接する機会があったことも推認し難く、乙曲をもつて甲曲に依拠して作曲され

た甲曲の複製物と断ずることはできないから、被告B、同株式会社Eが、原告の主張するように、乙曲を含むB楽曲の複製を他に許諾したとしても、そのことから甲曲を含むA楽曲を複製してA楽曲についての著作権を侵害したということとはできない。これと同趣旨の原判決は相当であつて、原判決に所論の違法はない。論旨は、原判決を正解しないか、又は独自の見解に立つて原判決を論難するものに過ぎず、採用することができない。」

このように、本判決は、

- a 被害著作物が音楽の専門家又は愛好家であれば誰でもこれを知っていたほど著名ではないこと。
- b 被告が被害著作物について知っていたとしなければならないような特段の事情がないこと。
- c 被疑著作物と被害著作物との類似部分は、偶然類似のものがあらわれる可能性が少なくないこと。

という事実を踏まえ、被告において「被害著作物に接していたこと」も、「被害著作物に接する機会があったこと」も推認し難いとして依拠性を否定したものである。

この判示のうち、aは上記の③に、cは④に相当するものと考えられるが、bはいずれに該当するかは微妙ではある。そして、これらの事実から裁判所が推認することが困難であるとした「被害著作物に接していたこと」はおそらくは①に、「被害著作物に接する機会があったこと」は②に相当するものと考えられる。つまり、上述した学説などでは①ないし⑤の事実が依拠性を推認させる間接事実であるとしているのに対し、最判では③、④等の事実が①、②を推認させる関係にあり、おそらくその①、②の事実が依拠性を推認させる間接事実であると結論づけているように思われるのである。

(3) このように、依拠性という要件が間接事実から推認されるものであるという点では一定の共通認識があるものの、その間接事実の捉え方については混沌としていること、その間接事実には故意のような主観的要件を推認させる事実が混在してい

るというのが、現在の依拠性を巡る議論の問題点である。

ちなみに、間接事実から推認するという事実認定の手法は、刑事法分野では、犯人性(被告人と犯人の同一性)などの客観的要件の認定に際しても用いられることはあるが、一般的には直接証拠の乏しい故意・過失、目的犯における目的などの主観的要件の認定に際してよく用いられるものである。そして、以上に述べたような依拠性における間接事実の捉え方を踏まえると、基本的に依拠性とは複製権侵害における主観的要件を意味しているのではないか、という印象を受けるところである。

- (4) なお、依拠性の認定に際しては、誤記や無断複製物発見物発見用のトラップや電子透かしが再現されている事実によって認定される裁判例もある。例えば東京地判平成4年10月30日判時1460号132頁・観光タクシートリフ事件では、被害著作物と被著作物の間に、本来「大鍾乳洞」と記載されなければならないのを「大鍾乳洞」と、本来「富山城」「神岡」と記載されなければならないのを「富山城」「福岡」と、本来「鳴沢氷穴」と記載されなければならないのを「鳴沢氷穴」と、本来「成巽閣」「忍者寺」と記載されなければならないのを「成巽閣」「忍者村」と記載した誤植がそれぞれ共通して存在することや、「コース内容」欄においてそのコースを引用する場合に、被侵害著作物では対応するコース番号が異なっているにもかかわらず、被害著作物の「モデルコース」欄と同じ番号が引用されるという誤りがあることなどの客観的事実から依拠性を認定している。

しかし、これらの客観的事実から認定されている依拠性は、被害著作物をそのまま転記したという事実であり、これは前述の分類でいえばインプットとアウトプットが同時的に行われる場合であって、本稿において議論の対象としている、インプットとアウトプットが異時的に、かつ非機械的過程を経て行われる場合ではない。また、直接事実と間接事実の捉え方にもよるが、本判決で問題とされているような誤植も含めた記載の重複は、被害著作物を転記することによって被疑著作物が

作成されたという、「複製」の事実そのものを直接証明する事実であり、このような場合には前述の通り「依拠性」を独立した要件として論じる意味はもはや無いとさえいえる。

このように、インプットとアウトプットが同時的又は機械的に行われ、その結果「依拠」という事実も客観的事実として認定しやすい、あるいはそれが「複製」という事実に包含され、独立した要件とする意味がない場合の依拠性と、インプットとアウトプットが異時的・否機械的に行われ、その結果「依拠」という事実が客観的事実としては認定することが困難で、「複製」とは別の要件として独立して検討する意味があるとされる場合の依拠性とは、これを推認する間接事実の理解も異なるべきであるにもかかわらず、これらも混然として論じられているのが現在の議論の問題点というべきである。

6 裁判例における依拠性の要件の位置づけ

- (1) 次に、実際の裁判例において「依拠性」がどのように判断をされているかをみることにする。

まず、複製権・翻案権侵害の成立を認めた判例の大半は、依拠性について当事者間に争いが無い事案²や依拠性が明らかに認められる事案である。これらの事案は、複製行為が同時的又は機械的に行われたと認定された事案³や、被害著作物が極めて著名な音楽作品やキャラクターなどであるといった事案で、その結果依拠性について当事者が争っていないか、争っていたとしても明らかに依拠性が認められると判断された事案である。被侵害者をX、侵害者をYとして、依拠性が争点になったが侵害が認められたいくつかの事案(上述の複製行為が同時的又は機械的に行われたと明らかに認定されている事案を除く)を簡単に紹介すると以下のとおりである。

- ① Yが、インターネット上で発見したX作成の著作物である黒猫のイラストをダウンロードし、同イラストの頭部を切り取り、同頭部にフラダンスの衣装等を組み合わせて、イラストを作成

したという事実を認定した事案⁴

- ② Yが、書籍執筆のための関係者への取材に際し、既にXの書籍を閲読済みであり、これらの関係者への取材は、Xの書籍に記載された内容を踏まえて行われたと考えられること、またY自身、Y書籍中のYの認識についての記述はそのまま用いた旨供述していることなどの事実から依拠性を認定した事案⁵
- ③ Xの映像とY映像について、X映像が先に制作されて放映されたことや両者の映像が酷似していることから依拠性を認定した事案⁶
- ④ X作曲にかかる楽曲が、極めて著名であったこともあり、Yの楽曲について翻案権侵害の要件である類似性を詳細に検討し、これを認めた上で、依拠性については特に子細な検討をすることなくこれを認めた事案⁷
- ⑤ Yが、X創作にかかる写真に接する地位にあったことに加え、Y自身が訴訟前にXに対してX創作にかかる写真に依拠したことを認めと認められる連絡をしていたことから依拠性を認めた事案⁸
- ⑥ Yの元絵がX創作の絵画に酷似しており、このようなことは本件絵画に依拠したものでなければおよそ考えられないことや、X創作の絵画が昭和38年に制作、出版されているが、Yがそれ以前からYの元絵を使用していたことを認めるに足りる証拠はないことから依拠性を認めた事案⁹

これらの判例を踏まえても、基本的に依拠性については被害著作物を知っていたという事実と共にこれを認定するという傾向があるといえる。他方、複製権・翻案権侵害の成立を否定した事案は、その大半が著作物性を否定したもの、あるいは同一性・類似性を否定したものであって、依拠性のみを否定したものは確認した限り見当たらないのである。

このような傾向を踏まえると、結局のところ依拠性について争いのある事案における判例の事実認定は以下のように整理することができる。

ア 被疑著作物が被害著作物を同時的又は機械的過程を経て複製することにより創作されたと認定した場合。

この場合は問題なく依拠性を認めている。この場合は、同時的又は機械的過程を経て複製が行われたという「複製」の事実認定と「依拠性」の事実認定が重複することとなる。

イ 被疑著作物が被害著作物を異時的・非機械的過程を経て複製することにより創作されたと認定した場合。

この場合、依拠性が認められるのは以下の2つの場合に大別される。

(ア) 被害著作物が極めて著名であるなどの事実から依拠性を認定する場合

(イ) 被疑著作物の創作者が被害著作物に接する機会があったこと、被疑著作物が被害著作物と極めて類似している等の事情から依拠性を認定する場合

これらはいずれも被害著作物に対する認識があったという事実から依拠性を推認していることに他ならないが、上述のとおり、これは結局のところ複製権侵害における故意の認定と重複することになる。

他方、複製権・翻案権侵害の成立を否定している裁判例の傾向からは、著作物性を否定した場合を除けば、基本的に複製や翻案における同一性や類似性という客観的要件の成立そのものを否定しているのである。

以上を踏まえると、結局のところ「依拠性」についての事実認定は、「複製」という客観的要件についての事実認定、あるいは複製権侵害の故意という主観的要件についての事実認定と重複しているのであって、これを独立した要件として掲げる意味がないのではないかと思われるところである¹⁰。

7 「依拠性」を含む複製権侵害の要件の再構築

- (1) 以上のように、定説のように述べられている「依拠性」という要件については様々な問題があるので、改めて複製権侵害の要件について再検討する必要を加えることとするが、ここで前提とすべき基本的視点は以下の4点である。

- ① 罪刑法定主義の観点から「有形的に複製すること」という著作権法の文言に忠実な解釈を指向すべきである。
- ② 主観的要件と客観的要件の区別を明確にするべきである。
- ③ 以上2点を踏まえつつ、法的安定性の見地からも従来の伝統的な理解や判例とはあまり乖離しない解釈を指向すべきである。
- ④ 当然のことながら結論的にも妥当性・合理性の認められる解釈を指向すべきである。

客観的要件	主観的要件
(i) 有形物としての被疑著作物を作成すること。	(i) 有体物としての被疑著作物を作成することの認識・認容
(ii) 被疑著作物が被害著作物を複製したものであること	(ii) -1 被害著作物の認識・認容
= 被疑著作物と被害著作物の同一性	(ii) -2 被疑著作物と被害著作物の同一性に対する認識・認容

(2) まず客観的要件について検討すると、「有形的に複製する」という文言を踏まえれば正に「有形的に複製する」という行為そのものが「複製」と考えられることになる。そして「複製」というためには、侵害(とされる)行為によって作られた被疑著作物が被害著作物と同一性のあるものでなければならないことは明らかであろう。その意味で、従来の議論における「同一性」は「複製」という文言の解釈に包含されることとなる。つまり、「有形的に複製」とは、

- (i) 有体物としての被疑著作物を作成すること。
- (ii) 被疑著作物が被害著作物を複製したものであること。

と理解されることになる。そして、「有形的に複製すること」という文言を前提とする限り、複製権侵害の客観的要件はこの2つということになる。

(3) 次に主観的要件についてであるが、故意・過失の対象はこの(i)(ii)の客観的要件に対する認識・認容ということになる。すなわち、(i)有体物としての被疑著作物を作るという事実に対する認識・認容と、(ii)被疑著作物が被害著作物を複製したものであることに対する認識・認容ということである。そして、「複製」という要件が同一性と解釈されることからすると、この(ii)の内容は、(ii)-1被疑著作物に対する認識・認容と、(ii)-2被疑著作物と被害著作物の同一性に対する認識・認容に分析されることになる。これを整理すると以下のとおりである。

もつとも、(ii)-2において、被疑著作物が被害著作物同一性がないと認識していたとしても、刑法上はいわゆる法律の錯誤として故意は阻却されないという結論になると考えられる。その意味では、主観的要件の内容となるのは、「有体物としての被疑著作物を作成することの認識・認容」と、「被害著作物に対する認識・認容」ということになるであろう。

複製権侵害をこのように整理した場合、依拠性という要件は特に出ないことになる。実際にも、上述のとおり、依拠性が問題となる、すなわち複製行為におけるインプットとアウトプットが異時的・非機械的過程を経て行われる場合には、結局のところ依拠性は被害著作物に対する認識・認容を推認するための間接事実と重複する事実を間接事実として推認するという手法がとられていることからすると、これをことさら独立した要件とする意味に乏しいと考えられるところである。

(4) このように、必要性が乏しいと考えられるにもかかわらず依拠性が要件とされる理由について、「作品が著作物として成立するために必要な創作性が、他人の著作物の複製にあたらぬ独自性のものであるという点に求められるのであるならば、著作者の専有する複製権は、当該著作者がその著作物に自ら具体化した右に述べた意味での独自性それ自体の利用権能にとどまり、別人が別個にその作品に具体化した独自性を自己の独自性利用であるとするとはできない筈であり、これを否定することは、自己の著作物の著作物性を否定することにもつながる。そうすると、対象となる作品が原作品に依拠するものであることは、複製の要件として挙げられなければならないことになる¹¹⁾」

などと説明されている。これは複製権者側からの説明であるが、侵害したとされる側からみれば、自身が創作した被疑著作物が、独自に創作したにもかかわらず被害著作物の複製権を侵害するとされたのでは、創作活動が著しく萎縮されてしまい、文化の発展に資するという著作権法の目的にも反する結果となるということが考えられるところである。

しかし、前述のように「依拠性」が否定される場合は基本的に「複製」という客観的要件、あるいは故意という主観的要件の成立が否定されると考えられることからすると、「依拠性」が否定される場合に複製権侵害の成立を認めてしまうことに対する懸念は杞憂だといえることができる。その意味で、依拠性という要件を必要とする見解については、基本的に説得力がないというべきであろう。

(5) それでもなお、依拠性の要件が必要だと考える余地があるとするれば、差止請求権(112条1項)との関係である。すなわち、著作権侵害を理由とする差止請求権が認められるためには、著作権等を侵害する、又は侵害する恐れが認められればよいとされており、そこでは客観的要件の充足だけが要件とされている。その結果、仮に故意・過失が認められず、損害賠償請求権(民法709条)が認められないとしても、差止請求は認められることになるのである。しかし、この差止請求権は刑事罰でこそないものの、表現行為を事前規制するものであるという意味では憲法上優越的地位に立つとされる表現の自由との関係では慎重であることが要請される。特に、複製・翻案したとされる被害著作物に対する認識・認容もなく、結果的に同一性・類似性の認められる被疑著作物を創作した場合に差止請求権が認められてしまうとすれば、表現行為に対する萎縮の効果は甚大であるといえる。

依拠性という、主観的要素を客観的要件に盛り込んだ解釈論は、この点において一応の説得力があるとの評価は可能である。しかし、かかる問題は、本来的には差止請求権の行使を故意(さらには過失)が認められる場合に限って認めるという形で立法的に解決されるべきことではないだろうか。また、仮にそれが困難であるとするれば、依拠

性という要件が、独自に行った創作行為を著作権侵害とすべきでないという観点から設けられている要件であるということに照らし、「依拠したこと」を複製権侵害の要件とするのではなく、「依拠していない=独自に創作したこと」を刑事法上は複製権侵害の罪の犯罪成立阻却事由(違法性阻却事由)、民事法上は抗弁事由とすることが適切ではないかと考えられる。

前述の間接事実の考え方を前提とすると、故意・過失が認定される場合には、一応依拠したという事実は推認されるであろうから、侵害著作物を作成した側において独自に創作したことを立証しない限り複製権侵害の成立が認められることになる¹²。一般的に侵害された側と主張する側にとって依拠性の要件の立証は困難であるのに対し、侵害を主張された側にとっては依拠していないこと=独自に創作したことの立証はさほど困難とは考えられないことから、かかる解釈には合理性があるものと考えられる。

以上のような解釈は、①「有形的に再製すること」という著作権法の文言に忠実で、②主観的要件と客観的要件の区別が明確で、③従来の伝統的な理解や判例とはあまり乖離せず、④結論的にも妥当性・合理性の認められるものではないだろうか。

8 最後に

～依拠性についてのさらなる問題

「依拠性」については以上のように考えられるが、実はこの「依拠性」については、従来あまり深く検討されているとはいえない問題がある。それは、例えば作曲家がある歌詞について曲をつけた場合、その歌詞の内容から最もふさわしい、適切だと考えた楽曲が、結果的に自身がよく知っている既存の楽曲と非常に似たものとなってしまった、そしてそのことを当該作曲家自身も認識・認容していたという場合、「依拠性」が認められ、複製権や編曲権を侵害したことになるのか、ということである。

仮にこのような場合に侵害とされるのであれば、作品の創作活動を行う者は、同一性・類似性のある

著作物の存在を調査する義務はないということに異論はないが、かかる調査を行うまでもなく既に知悉している作品と同一性・類似性のある作品を作ってはならないという義務を負うことになる。「依拠性」の要件の解釈によっては、このように自身の知悉している作品と同一性・類似性のある作品を創作しない義務を一般的に認めることになるが、それは自由闊達な創作活動の妨げとなりはしないであろうか。他人の著作物を安易に利用することが許されるべきでない反面、自身の独自の創作活動の結果であれば、他人の作品と同一性・類似性があったとしても複製権・翻案権侵害の責任を負わせるべきではないのかとの疑問があるところである。もっとも、他方において両者の区別は極めて困難である。

本稿の私見である、依拠してないこと＝独自に創作したことを犯罪成立阻却事由、あるいは抗弁事由とする解釈を踏まえ、具体的にいかなる事実が認められると当該犯罪成立が阻却され、あるいは抗弁が成立するののかについては、この問題も考慮に入れながら議論がなされるべきではないかと思われる。

きるとしたものがある(知財高判平成28年11月30日判時2338号96頁)。このような判例を踏まえると、同号においても依拠性を独立した要件として掲げる意味があるのかはやや微妙ではある。

¹¹ 前掲・小西417頁

¹² 前掲・小西419頁も、依拠性が侵害著作物への接近性により判断されるのであるなら、「この接近性さえ立証されたならば、著作権者により、対象となる作品の作成者が原著物に接することのできた機会を現に捉えて原著物の存在、内容を知るに至っていたことが立証されなくても、対象となる作品の作成者により、右機会を利用して原著物の存在、内容を知ることができず、また、これを知ることができたとしても、特別の事情があって独自に作品を作成したことが立証されない限り、依拠性の要件は立証されたことになるとされる。」と述べており、独自に創作したことが抗弁事由であるともとれる説明をしている。

—おわり—

(上)は4月11日付に掲載

¹ 西田・前掲128頁、三尾・前掲107頁

² 東京地決平成28年4月7日判時2300号76頁

³ 大阪地判平成27年9月24日判時2348号62頁

⁴ 大阪地判平成27年9月10日判時2320号124頁

⁵ 知財高判平成25年9月23日判時2223号98頁

⁶ 知財高判平成24年3月16日判時2152号112頁

⁷ 東京高判平成14年9月6日判時1794号3頁

⁸ 東京高判平成13年6月21日判時1765号96頁

⁹ 東京地判平成11年9月28日判時1695号115頁

¹⁰ なお、著作権法ではないが、不正競争防止法2条1項3号の形態模倣についても依拠性が問題となるが、同号では「当該商品の機能を確保するための不可欠な形態」が除外されていることから、そのような形態について共通性が認められれば単なる偶然の一致とは認めがたく、依拠性も認められることになる可能性が高い。裁判例においても、商品の形態の共通性を認定した上で、「両者がこのように同一性を有する形態になっていることは、これらが商品の機能を確保するための不可欠な形態の選択ではない以上、単なる偶然の一致では合理的に説明できない。」として依拠性が推認で

特許庁人事異動

以下 3月31日付発令(2・完)

氏名	新	旧
速水雄太	海外需要開拓支援機構	審査第四部審査官(デジタル通信(データネットワーク))
岩田淳	工業所有権情報・情報研修館知財活用支援センター知財戦略部長代理(営業秘密管理担当)	審査第四部審査官(電気機器(音響システム))
山口有希	工業所有権情報・情報研修館総務部主査(経理担当)	審判課審判書記官
下田勝洋	工業所有権情報・情報研修館知財活用支援センター知財戦略部主査(営業秘密担当)	情報技術統括室
長谷川博美	工業所有権情報・情報研修館知財活用支援センター地域支援部(調査担当)	秘書課
鶴羽芽衣	日本貿易保険企画室企画グループ主任	情報技術統括室
入福純也	工業所有権情報・情報研修館知財情報部(情報提供担当)	情報技術統括室
河内勇輝	工業所有権情報・情報研修館研修部(専門研修担当)	登録室
加茂絢弓	工業所有権情報・情報研修館知財活用支援センター知財戦略部(営業秘密担当)	登録室

氏名	新	旧
豊嶋佑介	国際協力課海外協力第一係長(併)国際協力課地域協力室	世界知的所有権機関
富永泰規	審判部審判官(上級・第13部門)(併)総務課情報技術調査官(併)情報技術統括室(併)総務部情報システム室(併)特許庁情報化推進本部(併解)総務課企画調査官(併解)調整課審査企画室	審判部審判官(上級・第32部門)
清水祐樹	審査第四部審査官(前任上席・伝送システム(移動体通信システム))(併)総務課広報室長(併解)総務課長補佐(併解)総務課広報室	審査第四部審査官(上席・伝送システム(移動体通信システム))

(以上 3月31日付発令)

以下 4月1日付発令(1)

氏名	新	旧
星野和男	辞職	国際協力課長
新川圭二	辞職	審判部審判長(第27部門長)
齋藤孝恵	辞職	審判部審判長(第34部門)
今田三男	辞職	審判部審判長(第36部門長)
田中亨子	辞職	審判部審判長(第37部門)

氏名	新	旧	氏名	新	旧
三井明正	辞職	総務部付(工業所有権情報・研修館総務部長)	清棲保美	審査業務部審査官(上席・産業役務)併)普及支援課長補佐 併)特許行政サービス室 併)中国経済産業局 併解)商標課長補佐 併解)商標課地域ブランド推進室 併解)審査業務部審査官(上席・産業役務)	審判部審判官(第38部門)
鈴木貴雄	KDDI株式会社併終)審査第二部審査官(自動制御(流体制御))	審判部審判官(上級・第8部門)	吉野幸代	方式審査室上席主任方式審査専門官 併)普及支援課長補佐 併)特許行政サービス室 併)関東経済産業局	工業所有権情報・研修館研修部長代理(調整担当)
本村賢彦	工業所有権情報・研修館総務部主査(人事担当)併)監査室主査	通商政策局米州課	大熊靖夫	方式審査室主任方式審査専門官 併)普及支援課長補佐 併)特許行政サービス室 併)四国経済産業局	
江本真理子	工業所有権情報・研修館総務部(契約担当)	製造産業局模倣品対策室	菊地拓哉	方式審査室主任方式審査専門官 併)普及支援課長補佐 併)特許行政サービス室 併)四国経済産業局	
大熊靖夫	通商政策局通商政策課国際知財制度調整官	審査第一部審査官(主任上席・自然資源)	楯澤道夫	方式審査室主任方式審査専門官 併)普及支援課長補佐 併)特許行政サービス室 併)四国経済産業局	秘書課給与第一係長
小林和貴	中小企業庁商業課	情報技術統括室	坂田智弘	方式審査室主任方式審査専門官 併)普及支援課長補佐 併)特許行政サービス室 併)九州経済産業局	工業所有権情報・研修館知財情報部主査(情報提供担当)
町野隆司	経済産業政策局産業人材政策室	情報技術統括室	深沢貴浩	方式審査室主任方式審査専門官 併)普及支援課長補佐 併)特許行政サービス室 併)四国経済産業局	
深沢貴浩	通商政策局米州課併解)厚生管理室	会計課	家永紫乃	方式審査室主任方式審査専門官 併)普及支援課長補佐 併)特許行政サービス室 併)東北経済産業局	審判課総括係長
川上佳	審判部審判官(第12部門)併)普及支援課長補佐 併)特許行政サービス室 併)近畿経済産業局	審査第二部審査官(搬送)	山本俊介	併)商務情報政策局情報経済課	審査第四部審査官(電子商取引(データベース・言語処理))
正知晃	併)普及支援課長補佐 併)特許行政サービス室 併)中部経済産業局	審査第三部審査官(金属電気化学)	小島花織	国際協力課国際情報専門官 併)通商政策局経済連携課 併解)国際協力課地域協力室	国際協力課海外協力第二係長

氏名	新	旧	氏名	新	旧
後藤大思	併)秘書課 併解)審査推進室 審査推進企画係長 併)内閣府	審査第一部審査官 (分析診断)	松浦安紀子	審判部審査官(第 25部門)	工業所有権情報・ 研修館研修部長 代理(審査系職 員研修担当)
大熊隆史	会計課会計専門職 併)内閣府沖縄振 興局	会計課	櫻井健太	審査第一部審査 官(計測(距離・ 電気測定))	工業所有権情報・ 研修館知財情報 部長代理(情報 提供担当)
松田成正	審査第三部審査長 (プラスチック工 学)	新エネルギー・ 産業技術総合開 発機構	奥田雄介	審査第一部審査 官(分析診断(画 像診断))	工業所有権情報・ 研修館知財活用 支援センター知 財戦略部長代理 (営業秘密管理担 当)
林茂樹	審判部審判長(第 23部門) 併)審判部審判 長(第15部門)	大阪地方裁判所 調査官	藤原宗久良	審査第一部審査 官(情報・交通 意匠(電気電子 機械器具、通信 機械器具)) 併)国際協力課 長補佐(意匠政 策班長) 併)国際協力課 地域協力室	商務情報政策局 クールジャパン 政策課
佐藤聡史	審判部審判長(第 30部門) 併)審判部審判 長(第33部門)	知的財産高等裁 判所調査官	牧野晃久	審査第三部審査 官(医療(医薬 品製剤))	日本医療研究開 発機構知的財産 部(担当統括)
小暮道明	審判部審査官(上 級・第25部門)	知的財産高等裁 判所調査官	間宮嘉誉	審査第四部審査 官(電気機器(音 響システム))	工業所有権情報・ 研修館知財人材 部長代理(企画 調査担当)
藤原直欣	審判部審査官(主 席・第26部門) 併)審判部審判 官(主席・第16 部門)	東京地方裁判所 調査官	矢作隆弘	情報技術統括室 電子計算機専門 職 併)情報技術統 括室長補佐 併)情報技術統 括室システム管 理係長 併)総務課シス テム開発室 併)総務部情報 システム室	新エネルギー・ 産業技術総合開 発機構
新留豊	審判部審査官(上 級・第10部門) 併)審査第三部 審査官(医療(医 薬品製剤))	通商政策局通商 政策課国際知財 制度調整官	戸田繁伸	会計課長補佐(施 設管理班長) 併)会計課厚生 管理室	新エネルギー・ 産業技術総合開 発機構
石丸昌平	審判部審査官(上 級・第26部門) 併)審査第四部 審査官(電気デ バイス(応用デ バイス))	スズキ株式会社	井上好延	出願課長補佐(電 子記録基準管理 班長) 併)出願課管理 第二係長	工業所有権情報・ 研修館知財情報 部主任専門職(技 術情報整備担当)
津幡貴生	審判部審査官(上 級・第27部門) 併)総務課企画 調査官	防衛装備庁	馳平憲一	審判部審査官(第 17部門)	海外需要開拓支 援機構
大塚裕一	審判部審査官(第 5部門)	山口大学大学院			
関口哲生	審判部審査官(先 任・第9部門) 併)審判部訟務 室	知的財産高等裁 判所調査官			

氏名	新	旧	氏名	新	旧
藤平良二	審査業務部審査官(上席・一般役務)	工業所有権情報・研修館知財活用支援センター相談部上席専門職	宮崎順平	情報技術統括室(併)総務課システム開発室(併)総務部情報システム室	工業所有権情報・研修館知財活用支援センター知財戦略部(営業秘密担当)
田村良美	調整課長補佐(審査第三部庶務班長)調整課上席主任方式審査専門官(審査事務担当)	工業所有権情報・研修館研修部長代理(事務系職員研修担当)	吉田智恵	商標課(併)商標課地域ブランド推進室	工業所有権情報・研修館知財活用支援センター地域支援部(管理担当)
伊與部一人	秘書課給与第一係長	工業所有権情報・研修館総務部主査(人事担当)	大山栄成	審査第一部審査官(自然資源(電子ゲーム・学習))併解)普及支援課長補佐(併解)特許行政サービス室(併解)中部経済産業局	審査第一部審査官(自然資源)
濱崎彩夏	秘書課給与第二係長	日本貿易保険営業推進グループ主任	牧隆志	審査第一部審査官(アミューズメント(アミューズメント一般))併解)普及支援課長補佐(併解)特許行政サービス室(併解)近畿経済産業局	審査第一部審査官(アミューズメント)
渡邊千尋	総務課庶務係長(併)総務課システム運用管理係長	工業所有権情報・研修館総務部主査(契約担当)	大谷孝一郎	普及支援課長補佐(地域調整班長)(併)普及支援課特許制度普及専門官(併)普及支援課主任産業財産権専門官(併)商標課地域ブランド推進室(併解)普及支援課長補佐(併解)特許行政サービス室(併解)中国経済産業局	方式審査室主任 方式審査専門官
蛭間亮	情報技術統括室電子計算機専門職(併)情報技術統括室共通システム第一係長(併)総務課システム開発室(併)総務部情報システム室	工業所有権情報・研修館知財活用支援センター知財戦略部主査(調整担当)	片桐保	普及支援課主任産業財産権専門官(併)商標課地域ブランド推進室(併解)普及支援課長補佐(併解)特許行政サービス室(併解)関東経済産業局	方式審査室主任 方式審査専門官
兒玉正和	国際政策課業務係長	工業所有権情報・研修館総務部主査(経理担当)			
中島光	審査業務部審査官(食品)	工業所有権情報・研修館知財活用支援センター知財戦略部主査(営業秘密担当)			
風戸勝利	審査推進室電子計算機専門職(併)審査推進室検索業務第二係長	工業所有権情報・研修館知財情報部専門職(閲覧担当)			
高山友恵	意匠課総括係長(併)意匠課システム運用管理係長	工業所有権情報・研修館知財情報部専門職(閲覧担当)			

氏名	新	旧	氏名	新	旧
横田之俊	国際政策課長補佐(国際出願企画班長) 併) 国際政策課国際業務班長 併) 国際政策課国際業務係長 併) 国際政策課多国間政策室 併解) 普及支援課 併解) 特許行政サービス室 併解) 九州経済産業局	方式審査室主任 方式審査専門官	石川里奈	総務課	大臣官房秘書課
			北村英隆	審査第二部審査監理官(動力機械)	大阪大学
			船越亮	審判部審判官(第15部門)	大阪大学
			渡邊純也	審査第一部審査官(分析診断)	工業所有権協力センター
			白土博之	審査第二部審査官(運輸)	日本特許情報機構
山口竜三	審査業務課主任 方式審査専門官 併) 審査業務部審査業務企画官 併) 審査業務課企画係長 併) 審査業務課審査業務企画室 併解) 普及支援課長補佐 併解) 特許行政サービス室 併解) 東北経済産業局	方式審査室主任 方式審査専門官	岡澤洋	審査第二部審査官(一般機械)	政策研究大学院大学
			北村弘樹	国際政策課長 併) 人工知能関連技術活用可能性検証プロジェクトチーム	審査推進室長
			根本恭志	国際協力課長	国際出願室長
			森山啓	審査業務部商標審査長(化学・食品) 併解) 商標課品質管理官 併解) 商標課地域ブランド推進室長 併解) 商標課地域団体商標専門官	審査業務部審査官(上席総括・機械(第9類及び第11類担当))
蓮池睦人	特許侵害業務室主任 併解) 普及支援課長補佐 併解) 特許行政サービス室 併解) 四国経済産業局	方式審査室主任 方式審査専門官			
岡北有平	審査第四部審査官(電子商取引) 併解) 商務情報政策局情報経済課	審査第四部審査官(情報処理(記憶管理))	矢澤一幸	審査業務部商標審査長(雑貨繊維) 併) 商標課商標国際分類室長	審査業務部商標審査監理官(国際商標登録出願)
山口祥子	国際政策課経済連携係長 併) 国際政策課多国間政策室 併解) 通商政策局経済連携課	方式審査室 方式審査専門官	油科壮一	意匠課長 併解) 意匠課品質管理官 併) 人工知能関連技術活用可能性検証プロジェクトチーム	審査第一部意匠審査長(生活・流通意匠)
久保田真一郎	国際意匠・商標出願室 併解) 通商政策局北東アジア課	情報技術統括室 電子計算機専門職	北代真一	審査第一部意匠審査長(生活・流通意匠) 併) 意匠課品質管理官	審査第一部審査官(上席総括・情報・交通意匠(電気電子機械器具、通信機械器具))
川島純一	会計課決算係長 併) 会計課財務經理係長 併解) 内閣府	方式審査室 方式審査専門官			

氏名	新	旧	氏名	新	旧
野 仲 松 男	審査第四部審査長(上席・映像システム) 併解)人工知能関連技術活用可能性検証プ	国際政策課長	近 藤 裕 之	審判部審判官(上級・第32部門) 併)総務課企画調査官 併)調整課審査企画室 併)人工知能関連技術活用可能性検証プロジェクトチーム	審判部審判官(第13部門)
中 澤 登	審判部審判長(第19部門) 併)審判部審判長(第18部門) 併解)審判部審判官(主席・第17部門)	審判部審判官(主席・第2部門)	富 澤 武 志	審判部審判官(上級・第36部門) 併)商標課商標制度企画室長	審判部審判官(第36部門)
長 井 啓 子	審判部審判長(第25部門)	審判部審判官(主席・第25部門)	溝 下 聡	秘書課長補佐 併)秘書課人事専門職 併解)普及支援課産業財産権専門官 併解)普及支援課システム運用管理係長	普及支援課総括係長
加 藤 浩 一	審判部審判長(第29部門)	審判部審判官(主席・第29部門)	近 野 智香子	総務課長補佐(行政不服班長) 併解)総務課行政不服係長	審査業務課方式審査専門官
木 本 直 美	審判部審判長(第34部門) 併解)人工知能関連技術活用可能性検証プロジェクトチーム	意匠課長	藤 田 麻美子	会計課長補佐(管理班長) 併解)秘書課システム運用管理係長 併解)秘書課情報公開推進室	秘書課総括係長
中 村 裕 子	秘書課調査官 併)秘書課企画調整官 併)秘書課職員相談室長 併)秘書課情報公開推進室長 併解)秘書課人事専門職 併解)秘書課情報公開推進室 併解)総務課苦情処理室	秘書課長補佐(総括班長)	滝 澤 裕 紀	国際協力課国際情報専門官 併)国際政策課長補佐 併)国際協力課長補佐 併)国際政策課多国間政策第四係長 併)国際政策課多国間政策室 併)国際協力課地域協力室	秘書課管理係長
播 磨 良 悦	国際意匠・商標出願室長 併解)調整課審査基準室長補佐(基準整班長) 併解)調整課調整係長 併解)秘書課職員相談室 併解)調整課地域イノベーション促進室	調整課長補佐(総括班長)	滝 沢 佳 子	方式審査室上席主任 併)方式審査専門官	方式審査室主任 併)方式審査専門官
齋 藤 貴 博	審査業務部商標審査監理官(国際商標登録出願) 併解)審査業務部食品担当商標審査室長	審査業務部審査官(上席総括・食品)			

氏 名	新	旧	氏 名	新	旧
別 府	誠 方式審査室主任 方式審査専門官 併) 会計課長補 佐 併) 会計課施設 管理専門職 併) 会計課営繕 係長 併) 会計課厚生 管理室 併解) 企画調査 課システム運用 管理係長	企画調査課総括 係長	倉 持 俊 輔	審判部審判官(第 4部門)	審査第一部審査 官(応用光学)
			川 村 大 輔	審判部審判官(第 6部門)	審査第一部審査 官(応用光学(光 学要素・EL素 子))
			荒 井 隆 一	審判部審判官(第 7部門)	審査第一部審査 官(分析診断(画 像診断))
高 野 信 泰	方式審査室主任 方式審査専門官 併解) 方式審査 室方式審査企画 係長	方式審査室方式 審査専門官	村 井 友 和	審判部審判官(第 8部門)	審査第一部審査 官(光デバイス)
			山 村 和 人	審判部審判官(第 9部門)	審査第二部審査 官(動力機械(駆 動制御))
坂 野 真	登録室主任登録 専門官 併) 登録室登録 企画班長	登録室登録専門 官	粟 倉 裕 二	審判部審判官(第 10部門)	審査第二部審査 官(運輸(車両 制御))
藤 平 佳代子	調整課主任方式 審査専門官(審 査事務担当)	調整課方式審査 専門官(審査事 務担当)	武 内 大 志	審判部審判官(第 12部門) 併) 情報技術統 括室情報化推進 管理班長	審査第二部審査 官(医療機器)
田 口 雅 章	調整課面接審査 管理専門官 併) 調整課長補 佐	調整課面接審査 管理専門官	篠 原 将 之	審判部審判官(第 13部門)	審査第二部審査 官(生産機械(加 工機械))
中 村 説 志	審判部審判官(第 1部門)	審査第一部審査 官(計測(距離・ 電気測定))	西 藤 直 人	審判部審判官(第 14部門)	審査第二部審査 官(一般機械)
東 松 修太郎	審判部審判官(第 2部門)	審査第一部審査 官(分析診断)	竹 下 晋 司	審判部審判官(第 14部門)	審査第二部審査 官(搬送(端子 部品))
荒 井 誠	審判部審判官(第 3部門)	審査第一部審査 官(計測(距離・ 電気測定))	瀬 戸 康 平	審判部審判官(第 15部門)	審査第二部審査 官(動力機械 (タービン・機 関部品))
田 付 徳 雄	審判部審判官(第 3部門) 併解) 調整課長 補佐 併解) 調整課審 査企画室	審査第四部審査 官(電子商取引)	宮 崎 賢 司	審判部審判官(第 16部門)	審査第二部審査 官(熱機器)
赤 穂 州一郎	審判部審判官(第 4部門)	審査第四部審査 官(映像システ ム)	松 岡 徹	審判部審判官(第 22部門) 併) 審査基準室 長補佐(基準企 画班長)	審査第三部審査 官(生命工学)
井海田 隆	審判部審判官(第 4部門)	審査第一部審査 官(アミューズ メント(アミュー ズメント一般))	宮久保 博 幸	審判部審判官(第 26部門)	審査第四部審査 官(電子デバイ ス(デバイスプ ロセス))

氏名	新	旧	氏名	新	旧
上嶋裕樹	審判部審判官(第26部門) 併解)国際政策課長補佐(国際機構班長) 併解)国際政策課国際機構第一係長 併解)国際政策課国際機構第二係長 併解)国際政策課協定係長 併解)国際政策課多国間政策室	審査第四部審査官(インターフェイス)	岡裕之	審判部審判官(第33部門)	審査第四部審査官(デジタル通信)
			佐藤実	審判部審判官(第33部門)	審査第四部審査官(電子商取引(イメージ処理))
			石塚利恵	審判部審判官(第35部門) 併解)商標課長補佐 併解)商標課長補佐併解)商標課商標審査基準室	審査業務部審査官(機械)
井上弘亘	審判部審判官(第29部門)	審査第四部審査官(電子デバイス(デバイスプロセス))	須田亮一	審判部審判官(第36部門) 併解)情報技術統括室総括機械化専門官 併解)情報技術統括室長補佐 併解)情報技術統括室商標計画係長 併解)総務課情報技術企画室 併解)総務課特許情報室 併解)総務部情報システム室	審査業務部審査官(国際商標登録出願)
河合俊英	審判部審判官(第29部門)	審査第四部審査官(電子デバイス(デバイスプロセス))			
西出隆二	審判部審判官(第29部門)	審査第四部審査官(電子デバイス(応用デバイス))			
坂東大五郎	審判部審判官(第30部門)	審査第四部審査官(映像システム)			
石川亮	審判部審判官(第30部門)	審査第四部審査官(情報処理)	綾郁奈子	審判部審判官(第38部門)	審査業務部審査官(国際商標登録出願)
羽岡さやか	審判部審判官(第31部門)	審査第四部審査官(伝送システム(移動体通信システム))	室千晶	普及支援課地域業務第二係長	普及支援課
倉本敦史	審判部審判官(第31部門)	審査第四部審査官(伝送システム(移動体通信システム))	吉野彩	国際政策課国際情報専門官	国際政策課
			打越文洋	国際政策課国際機構第一係長	国際政策課
東昌秋	審判部審判官(第32部門)	審査第四部審査官(電力システム)	竹内斎	方式審査室方式審査専門官	方式審査室
			小出拓弥	登録室登録専門官	登録室
鈴木圭一郎	審判部審判官(第32部門)	審査第四部審査官(電気機器(音響システム))	藤原麻衣子	国際意匠・商標出願室方式審査専門官	国際意匠・商標出願室
田中慎太郎	審判部審判官(第32部門)	審査第四部審査官(電力システム(送配電))	小林龍	商標課方式審査専門官(分類業務担当)	商標課

氏 名	新	旧	氏 名	新	旧
志小田 貴 穂	商標課地域団体 商標専門官	商標課	須 藤 康 洋	審判部審判長 (第 20部門長)	審判部審判長 (第 24部門長)
長 友 成 美	審査推進室電子 計算機専門職 併) 審査推進室 分類業務第一係 長 併) 審査推進室 要約第一係長 併解) 地域イノ ベーション促進 室	調整課	富 士 良 宏	審判部審判長 (第 21部門長)	審判部審判長 (第 20部門長)
森 林 克 郎	審判部審判長 (第 4部門長)	審判部審判長 (第 7部門長)	佐々木 秀 次	審判部審判長 (第 21部門 併) 審判部審判 長 (第22部門)	審判部審判長 (第 20部門)
鉄 豊 郎	審判部審判長 (第 4部門)	審判部審判長 (第 5部門)	守 安 智	審判部審判長 (上 席・第22部門長)	審判部審判長 (上 席・第21部門長)
石 井 哲	審判部審判長 (第 4部門 併解) 審判部審 判長 (第3部門)	審判部審判長 (第 8部門)	佐 藤 健 史	審判部審判長 (第 22部門)	審判部審判長 (第 21部門)
小 野 忠 悦	審判部審判長 (第 5部門長)	審判部審判長 (第 4部門長)	内 藤 伸 一	審判部審判長 (第 23部門長)	審判部審判長 (第 22部門長)
井 上 博 之	審判部審判長 (第 5部門)	審判部審判長 (第 4部門)	村 上 騎見高	審判部審判長 (第 23部門)	審判部審判長 (第 22部門)
中 田 誠	審判部審判長 (第 6部門長)	審判部審判長 (第 5部門長)	關 政 立	審判部審判長 (第 24部門長)	審判部審判長 (第 23部門長)
黒 瀬 雅 一	審判部審判長 (上 席・第7部門 長)	審判部審判長 (上 席・第6部門長)	田 村 聖 子	審判部審判長 (第 24部門)	審判部審判長 (第 23部門)
小 松 徹 三	審判部審判長 (第 8部門)	審判部審判長 (第 7部門)	吉 田 耕 一	審判部審判長 (第 27部門長)	審査第四部審査 長 (上席・映像 システム)
水 野 治 彦	審判部審判長 (第 15部門) 併) 審判部審判 長 (第10部門) 併解) 調整課品 質管理官	審査第二部審査 監理官 (動力機 械)	高 木 進	審判部審判長 (上 席・第28部門長)	審判部審判長 (第 28部門長)
近 野 光 知	審判部審判長 (第 19部門) 併解) 審査第三 部審査調査室長	審査第三部審査 長 (プラスチック 工学)	井 出 英一郎	審判部審判長 (第 36部門長)	審判部審判長 (第 38部門)
大 熊 幸 治	審判部審判長 (第 19部門)	審判部審判長 (第 24部門)	小 出 浩 子	審判部審判長 (第 37部門) 併解) 商標課品 質管理官	審査業務部商標 審査長 (化学・ 食品)
加 藤 友 也	審判部審判長 (第 20部門)	審判部審判長 (第 19部門)	富 澤 美 加	審判部審判長 (第 38部門)	審査業務部商標 審査長 (雑貨織 維)
			佐 野 元 次	総務課業務管理 企画官 併) 総務課苦情 処理室長 併解) 審査業務 課審査業務企画 室長	方式審査室長

氏名	新	旧	氏名	新	旧
中村 一彦	知的財産情報分析官(システム担当)併解)総務課特許情報室	知的財産情報分析官(産業財産権情報担当)	後藤 亮治	審査第一部審査官(上席総括・応用物理(表示装置))	審査第一部審査官(主任上席・応用光学)
佐藤 薫	知的財産情報分析官(産業財産権情報担当)併)総務課特許情報室併)総務部情報システム室併)会計課厚生管理室併解)会計課厚生管理室長	情報技術統括室システム管理専門官	小川 亮	審査第一部審査官(主任上席・応用光学)併解)審判課長補佐併解)特許侵害業務室併解)審判課審判企画室	審判部審判官(第2部門)
大関 孝弘	方式審査室長併)審査業務課審査業務企画室長併解)秘書課企画調整官併解)秘書課職員相談室長併解)秘書課情報公開推進室長	秘書課調査官	清藤 弘見	審査第一部審査官(主任上席・自然資源)併解)審判課長補佐	審判部審判官(第3部門)
山崎 亨	国際出願室長	国際意匠・商標出願室長	前畑 さおり	審査第一部審査官(上席総括・情報・交通意匠(電気電子機械器具、通信機械器具))併解)意匠課意匠審査基準室長	審査第一部審査官(上席総括・環境・基盤意匠(住宅設備用品))
且 克昌	審査業務部審査官(主任上席・化学)	審査業務部審査官(先任上席・一般役務)	清野 貴雄	審査第一部審査官(主任上席・環境・基盤意匠)	審査第一部審査官(先任上席・環境・基盤意匠)
赤星 直昭	審査業務部審査官(上席総括・機械(第9類及び第11類担当))併)商標課品質管理官併解)商標課商標審査機械化企画調整室長	審判部審判官(上級・第4部門)	下村 圭子	審査第一部審査官(上席総括・環境・基盤意匠(住宅設備用品))併)意匠課意匠審査基準室長	審査第一部審査官(上席総括・生活・流通意匠)
豊瀬 京太郎	審査業務部審査官(上席総括・食品)併)審査業務部食品担当商標審査室長併解)商標課商標審査基準室長	審判部審判官(上級・第35部門)	富永 巨	審査第一部審査官(上席総括・生活・流通意匠)併)意匠課品質管理官	審査第一部審査官(主任上席・環境・基盤意匠)
小松 竜一	審査推進室長併解)総務課情報技術企画室長併解)情報技術統括室併解)総務部情報システム室	審判部審判官(上級・第27部門)	青木 良憲	審査第二部審査官(上席総括・運輸(車両制御))	審査第二部審査官(主任上席・熱機器)
			川口 真一	審査第二部審査官(主任上席・一般機械)併解)調整課品質管理官	審査第二部審査官(先任上席・動力機械(タービン・機関部品))
			土田 嘉一	審査第二部審査官(主任上席・搬送)	審査第二部審査官(上席・自動制御(電動機制御))

氏名	新	旧	氏名	新	旧
筑波茂樹	審査第二部審査官(上席総括・生活機)	審査第二部審査官(上席総括・運輸(車両制御))	岡崎克彦	審判部審判官(上級・第8部門)併) 審査第二部審査官(自動制御(流体制御))	審査第二部審査官(主任上席・搬送)
佐々木訓	審査第二部審査官(主任上席・熱機器)	審査第二部審査官(主任上席・一般機械)	梶尾誠哉	審判部審判官(上級・第9部門)併) 審判部審判官(上級・第29部門)併解) 審査第四部審査官(電子デバイス(応用デバイス))	審判部審判官(上級・第26部門)
篠塚隆	審査第四部審査官(上席総括・インターフェース(記憶管理))	審査第四部審査官(上席総括・インターフェース(計算機構造))	松田直也	審査第四部審査官(上席総括・情報処理(イメージ処理))併解) 審査第四部審査官(電子商取引(イメージ処理))	審判部審判官(上級・第32部門)
前田佳与子	審判部審判官(主席・第2部門)併) 審判部審判官(主席・第23部門)併解) 審判部審判官(主席・第22部門)	審判部審判官(主席・第10部門)	原賢一	審判部審判官(主席・第10部門)併) 審判部審判官(主席・第21部門)	審判部審判官(上級・第20部門)
大橋良成	審判部審判官(上級・第4部門)併) 商標課商標審査機械化企画調整室長併解) 商標課品質管理官	審査業務部審査官(主任上席・化学)	内田博之	審判部審判官(上級・第11部門)	審判部審判官(上級・第22部門)
長馬望	審判部審判官(主席・第4部門)併) 審判部審判官(主席・第9部門)併解) 審判部訟務室	審判部審判官(上級・第9部門)	木村敏康	審判部審判官(主席・第19部門)併) 審判部審判官(主席・第21部門)併解) 審判部審判官(主席・第20部門)	審判部審判官(主席・第21部門)
藤原浩子	審判部審判官(主席・第5部門)	審判部審判官(主席・第7部門)	高見重雄	審判部審判官(上級・第19部門)併) 審判部審判官(上級・第2部門)	審判部審判官(主任・第2部門)
松川直樹	審判部審判官(主席・第7部門)併) 審判部審判官(主席・第4部門)併解) 審判部審判官(主席・第7部門)	審判部審判官(主席・第5部門)	金公彦	審判部審判官(上級・第20部門)併) 審判部審判官(上級・第17部門)	審判部審判官(主任・第18部門)
			井上猛	審判部審判官(主席・第20部門)併) 審判部審判官(主席・第19部門)	審判部審判官(上級・第19部門)
			近藤幸浩	審判部審判官(主席・第21部門)	審判部審判官(主席・第19部門)
			信田昌男	審判部審判官(主席・第23部門)	審判部審判官(主席・第24部門)

氏名	新	旧	氏名	新	旧
住田 秀弘	審判部審判官(主席・第24部門) 併) 審判部審判官(主席・第5部門) 併解) 審判部審判官(主席・第4部門)	審判部審判官(主席・第23部門)	駒崎 利徳	秘書課長補佐(管理班長) 併解) 秘書課弁理士室	秘書課長補佐(弁理士調整班長)
日比野 隆治	審判部審判官(主席・第25部門) 併) 審判部審判官(主席・第21部門)	審判部審判官(主席・第20部門)	坂元 健二	秘書課長補佐(研修班長) 併) 秘書課研修企画専門官	方式審査室主任 方式審査専門官
笹野 秀生	審判部審判官(上級・第27部門) 併) 総務課情報技術企画室長 併) 情報技術統括室 併) 総務部情報システム室	審査第一部審査官(上席総括・応用物理(表示装置))	中山 義弘	秘書課長補佐(弁理士調整班長) 併) 秘書課弁理士調整係長 併) 秘書課弁理士室 併解) 国際協力課地域協力室	国際協力課長補佐(海外協力班長)
山田 正文	審判部審判官(主席・第29部門)	審判部審判官(主席・第4部門)	加藤 和昭	総務課長補佐(業務管理班長) 併) 総務課計画班長 併) 秘書課職員相談室 併) 秘書課情報公開推進室 併解) 人工知能関連技術活用可能性検証プロジェクトチーム	出願課長補佐(総括班長)
月野 洋一郎	審判部審判官(上級・第32部門) 併) 審査第四部審査官(電子商取引(金融・決済))	審査第四部審査官(上席総括・情報処理(記憶管理))	五十嵐 伸司	情報技術統括室システム管理専門官 併) 会計課厚生管理室長 併解) 総務課企画調査官 併解) 国際協力課長補佐(調査統計班長) 併解) 国際協力課海外戦略班長 併解) 国際協力課海外戦略第一係長 併解) 国際協力課地域協力室	審査業務課上級電子特許情報監理専門官
高橋 幸志	審判部審判官(上級・第35部門) 併) 商標課商標審査基準室長 併解) 商標課商標国際分類室長	審判部審判官(上級・第36部門)			
榎本 政実	審判部審判官(主席・第36部門)	審判部審判官(上級・第38部門)			
板谷 玲子	審判部審判官(上級・第38部門)	審判部審判官(先任・第35部門)			
高橋 憲夫	秘書課長補佐(総括班長) 併) 秘書課人事専門職 併解) 総務課計画班長 併解) 総務課行政不服班長 併解) 秘書課職員相談室	総務課長補佐(業務管理班長)			
加藤 智也	秘書課長補佐(任用班長)	会計課長補佐(契約第二班長)			

氏名	新	旧	氏名	新	旧
青木 隆 貢	情報技術統括室 長補佐 併) 情報技術統 括室主任電子特 許情報事務専門 職(事務システ ム担当) 併) 情報技術統 括室事務システ ム第六係長 併) 総務課シス テム開発室 併) 総務部情報 システム室 併解) 秘書課人 事専門職	秘書課長補佐	連保 直 美	普及支援課上席 主任方式審査専 門官 併) 普及支援課 長補佐(資料班 長) 併) 普及支援課 司書職 併) 普及支援課 特許庁図書館 併解) 調整課上 席主任方式審査 専門官(審査事 務担当)	調整課長補佐(審 査第三部庶務班 長)
益子 守	情報技術統括室 課長補佐(事務 システム第一班 長) 併) 情報技術統 括室統括電子特 許情報事務専門 職(事務システ ム担当) 併) 総務課シス テム開発室 併) 総務部情報 システム室 併解) 秘書課研 修企画専門官	秘書課長補佐(研 修班長)	諏訪 修	国際政策課長補 佐(国際班長) 併) 国際協力課 長補佐(国際班 長) 併) 総務課苦情 処理室 併解) 国際意匠・ 商標出願室長補 佐(調整班長) 併解) 審査業務 課審査業務企画 室	国際出願室長補 佐(調整班長)
白井 孝 幸	会計課長補佐(契 約第二班長)	会計課長補佐(管 理班長)	中嶋 利 次	国際協力課長補 佐 併) 国際協力課 地域協力第三班 長 併) 国際協力課 地域協力第三係 長 併) 国際協力課 国際情報専門官 併解) 国際政策 課長補佐 併解) 国際協力 課長補佐 併解) 国際政策 課多国間政策第 四係長 併解) 国際政策 課多国間政策室	国際協力課国際 情報専門官
佐藤 浩 昭	企画調査課長補 佐(特許戦略調 整班長) 併) 企画調査課 特許戦略調整係 長 併解) 普及支援 課特許制度普及 専門官 併解) 普及支援 課主任産業財産 権専門官 併解) 商標課地 域ブランド推進 室	普及支援課長補 佐(地域調整班 長)	西田 拓 也	国際協力課長補 佐(調査統計班 長) 併) 国際協力課 海外戦略班長 併) 国際協力課 海外戦略第一係 長 併) 国際協力課 地域協力室 併解) 商標課地 域ブランド推進 室	普及支援課上席 産業財産権専門 官